

別記様式

長浜市契約規則第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定による公表

連番	物品又は役務の名称	担当課等	契約相手方決定日	契約相手方	契約金額	その他事項
1	長浜市公共下水道使用料及び長浜市農業集落排水処理施設使用料の算定の基礎となる参考メーター検針業務	下水道総務課	令和7年4月1日	長浜市小堀町 3 7 5 番地 1 公益社団法人長浜市シルバー人材センター	契約単価は検針 1 件につき 8 7 円 事務費は契約単価に検針件数を乗じた額の 1 2 % 旧長浜市においては固定費 4 , 6 0 0 円 旧浅井町及び旧湖北町においては固定費 3 , 1 0 0 円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第3号
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						